

## ビジネス著作権検定® BASIC 初級 公式テキスト

### 平成 30 年改正著作権法のテキスト発行時未施行部分についての検定での出題および 本テキスト・条文における記載についてのご案内

著作権法は、平成 30 年に法改正(著作権法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 30 号、以下「改正法」とする)が行われました。改正法のうち、第 35 条等に関しては本テキストが発行された 2020 年 3 月時点では未施行(以下、「未施行部分」とする)となっておりましたが、2020 年 4 月 28 日に施行されました。

改正法の未施行部分についての試験での出題および本テキスト・別冊の著作権法条文における記載については、以下の取り扱いになりますので、ご注意ください。

1. ビジネス著作権検定は、試験実施前年度の1月1日時点に施行されている法令に基づき出題されます。そのため、改正法の未施行部分については、
  - 2020 年度(2020 年 4 月～2021 年 3 月)に実施する試験  
2020 年 1 月時点では未施行のため、出題されません。
  - 2021 年度(2021 年 4 月～2022 年 3 月)に実施する試験  
2021 年 1 月時点で施行されているため、出題されます。
2. 本テキストは、改正法を踏まえて制作しており、以下に関しては、改正後の内容で記載されています。2020 年度の検定試験に際しては旧版テキストの資料で、2021 年度以降の検定試験に際しては本テキスト記載の内容で学習してください。

	施行前	施行後
①著作権法目次ページ	第 5 章 私的録音録画補償金	第 5 章 著作権等の制限による利用に係る補償金
②第 35 条(教育関係)	旧版テキスト(RC0172) p.91-94(2)まで ※	本テキスト(RC0173) p.93-97

※旧版テキストの内容は、別紙をご覧ください。下記に記載の「サポート情報」から PDF データのダウンロードもできます。

3. 別冊の著作権法条文は、改正法を踏まえて制作しておりますが、第 35 条(学校その他の教育機関における複製等)および第 104 条に関しては、改正前の内容で記載されています。2021 年度以降の検定試験には改正後の条文で学習してください。条文については、電子政府の総合窓口[e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/> をご確認ください。

#### 「サポート情報」



[https://www.wenet.co.jp/webapp/products/detail.php?product\\_id=2431](https://www.wenet.co.jp/webapp/products/detail.php?product_id=2431)

ウイネットホームページで公開しております。[商品カテゴリー]→[その他]→[ビジネス著作権検定BASIC 初級公式テキスト]を選択し、「サポート情報」をご覧ください。

※著作権法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 30 号)についての詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>) をご確認ください。

(学校その他の教育機関における複製等)

**第三十五条** 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

以上